**解散公告（第二回）**

当社は、平成十四年十二月三日商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

東京都杉並区井草二丁目二番三号

株式会社アルト

代表清算人　有田　績

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十月二十一日開催の定期総会の決議により平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

長野県松本市大字島立八〇〇番地

社団法人長野県新聞協会

代表清算人　新保　力

**解散公告（第二回）**

当財団は、平成二十五年十一月二十八日存続期間満了により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

愛知県豊橋市鍵田町二九番地四松操コンピュータ・ソーイングスクール内

財団法人松操学園

代表清算人　大羽　朝子

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十一月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

三重県四日市市上海老町四八三番四号

農事組合法人四日市北部温室組合

清算人　藤澤　康司

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

京都府城陽市富野北垣内五二番地の六

財団法人南京信平田佐吉財団

代表清算人　大西　修

**解散公告（第二回）**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

大阪市中央区谷町一丁目七番三号天満橋千代田ビル三階

社団法人大阪司厨士協会

代表清算人　宮川　榮治

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

岡山県玉野市宇野一丁目二七番一号

財団法人児島湖浄化センター周辺対策基金

清算人　光宗　和政

**解散公告（第二回）**

当法人は総会の決議により、平成二十五年十一月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

高知県高知市はりまや町三丁目七番六号

社団法人高知県生活衛生同業組合連合会

代表清算人　篠原　重宝

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十一月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

高知県香南市野市町東佐古二五七番地三

社団法人高知県歯科技工士会

代表清算人　小泉　潤

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十月四日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

北海道二海郡八雲町内浦町二〇八番地

社団法人八雲自動車学園

代表清算人　服部　雅彦

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十一月五日法人の目的である事業の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

岩手県北上市相去町小糠沢一九番地

財団法人北上教育文化振興会

代表清算人　及川　怜

**解散公告（第三回）**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

福島県双葉郡富岡町小浜四八一番地

財団法人富岡町体育協会

代表清算人　庄野冨士男

**解散公告（第三回）**

当土地改良区は、平成二十五年十一月二十二日群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

群馬県渋川市石原八〇番地

清算法人横野土地改良区

代表清算人　大塚　孝

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十一月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

埼玉県川口市元郷二丁目一番三号

社団法人埼玉県川口中小企業技術者研修センター

清算人　佐野　元昭

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

神奈川県鎌倉市大町三丁目二〇番一一号

財団法人日本金属造型振興会

代表清算人　須田　誠

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十一月二十五日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

石川県小松市安宅町ヨ一三二番地

財団法人安宅観光協会

代表清算人　清水　春彦